

独占的協定の禁止に関する暫定規定

(2019年6月26日、国家市場監督管理総局令第10号により公布)

第1条 独占的協定を予防・制止するため、「中華人民共和国反壟断法（中華人民共和国独占禁止法）」（以下、「反壟断法」という）に基づき、この規定を制定する。

第2条 国家市場監督管理総局（以下、「市場監管総局」という）は、独占的協定に係る反壟断法の法執行責任を負う。

市場監管総局は、反壟断法第10条第2項の規定に基づき、各省・自治区・直轄市の市場監督管理部門（以下、「省級市場監管部門」という）に、自行政区域内の独占的協定に係る反壟断法の執行権限を与える。

この規定でいう反壟断法の法執行機関には、市場監管総局と省級市場監管部門を含む。

第3条 市場監管総局は、次の各号に掲げる独占的協定の調査・処分の責任を負う。

- (一) 省・自治区・直轄市を跨いでいるもの。
- (二) 事件の経緯が複雑であり、又は全国に重大な影響を及ぼすもの。
- (三) 市場監管総局が直接、調査・処分が必要であると判断したもの。

前項に掲げる独占的協定について、市場監管総局は、省級市場監管部門による調査・処分を指定することができる。

省級市場監管部門は、授權に基づいて独占的協定を調査、処分するにあたり、自部門の調査・処分の範囲がなく、又は自部門の調査・処分の範囲に属するが、市場監管総局による調査・処分の必要があることを発見した場合は、速やかに市場監管総局に報告しなければならない。

第4条 反壟断法の法執行機関は、独占的協定を調査、処分するとき、すべての事業者に対して平等に扱わなければならない。

第5条 独占的協定とは、競争を排除、制限する協定、決定又はその他の協力・共同行為をいう。

協定又は決定は、書面、口頭等によるものであってよい。

その他の協力・共同行為とは、事業者間で協定又は決定を明確に締結していないが、実質的に協調的行為、一致する行為があることをいう。

第6条 その他の協力・共同行為を認定するにあたり、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 市場における事業者の市場行動に一致性があるか否か。
- (二) 事業者間で、意思の連絡又は情報交換を行ったか否か。
- (三) 事業者が行動の一致性に対して合理的な解釈を行うことができるか否か。
- (四) 関連市場の市場構造、競争の状況、市場の変化等の状況。

第7条 競争関係にある事業者が商品又はサービス（以下、「商品」と総称する）の価格について、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

- (一) 価格水準、価格変動幅、利益の水準又は値引き、手数料等その他の費用。
- (二) 価格計算に基づく基準公式を用いることを取り決める。
- (三) 協定に関与する事業者の価格を自主的に決定する権利を制限する。
- (四) その他の方式により価格を固定し又は変更する。

第8条 競争関係にある事業者が、商品の生産数量又は販売数量の制限について、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

- (一) 生産量の制限、固定、生産の停止等の方式で、商品の生産数量を制限し、又は特定の品種、型番商品の生産数量を制限する。
- (二) 商品の投入量の制限等の方式で、商品の販売数量を制限し、又は特定の品種、型番商品の販売数量を制限する。
- (三) その他の方式により、商品の生産数量又は販売数量を制限する。

第9条 競争関係にある事業者が、販売市場又は原材料調達市場の分割について、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

(一) 商品の販売地域、市場シェア、販売対象、販売収入、販売利益又は販売商品の種類、数量、時間を区分する。

(二) 原料、半製品、部品、関連機器等の原材料の調達区域、種類、数量、時間又は供給業者を区分する。

(三) その他の方式により、販売市場又は原材料の調達市場を分割する。

前項の規定における原材料には、事業者の生産・経営に必要な技術とサービスも含む。

第10条 競争関係にある事業者が新技術、新設備の購入の制限又は新技術、新製品の開発の制限について、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

(一) 新技術、新工程の購入、使用を制限する。

(二) 新設備、新製品の購入、賃貸借、使用を制限する。

(三) 新技術、新工程、新製品の投資、研究開発を制限する。

(四) 新技術、新工程、新設備、新製品の使用を拒絶する。

(五) その他の方式により、新技術、新設備の購入を制限し、又は新技術、新製品の開発を制限する。

第11条 競争関係にある事業者が、共同の取引拒絶について、次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

(一) 特定の事業者に対する商品の供給又は販売を共同で拒絶する。

(二) 特定の事業者に対する商品の購入又は販売を共同で拒絶する。

(三) 特定の事業者によるそれと競争関係にある事業者との取引を共同で制限する。

(四) その他の方式により共同で取引を排斥する。

第12条 事業者と取引相手が商品価格について次の各号に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。

(一) 第三者に商品を転売するときの価格水準、価格変動幅、利益水準又は値引き分、手数料等その他の費用を固定する。

(二) 第三者に商品を転売するときの最低価格を限定し、又は価格変動幅、利益水準若しくは値引き分、手数料等のその他の費用を限定することにより、第三者に商品を転売するときの最低価格を限定する。

(三) その他の方式により、転売商品の価格を固定し、又は転売商品の最低価格を限定する。

第13条 本規定第7条から第12条に掲げるその他の協定、決定又は協力・共同行為に該当せず、競争を排除、制限することを証明する証拠がある場合は、独占的協定と認定し、かつこれを禁止しなければならない。

前項に定める独占的協定は、市場監管総局が認定の責任を負い、認定にあたり、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 事業者の協定の締結、実施に関する事実。
- (二) 市場競争の状況。
- (三) 事業者の関連市場における市場シェア及びその市場に対する支配力。
- (四) 協定が商品の価格、数量、品質等に及ぼす影響。
- (五) 協定が市場進出、技術の進歩等に及ぼす影響。
- (六) 協定が消費者、その他の事業者に及ぼす影響。
- (七) 独占的協定の認定にかかわるその他の要素。

第14条 業界団体が次の各号に掲げる行為を実施することを禁止する。

(一) 競争の排除、制限に関する内容を含む業界団体の定款、規則、決定、通知、標準等を制定し、公布する。

(二) 自業界の事業者による競争の排除、制限に係る内容を含む協定、決議、議事録、覚書等の締結のための招集、組織を行い、又は促進を図る。

(三) 自業界の事業者を集めて、独占的協定を締結、実施する行為。

この規定でいう業界団体とは、業界の経済組織及び個人で構成され、業界向けサービス、自主規制管理の機能を行行使するさまざまな協会、学会、商会、联合会、促進会等の社会団体法人をいう。

第15条 反壟断法の法執行機関は、職権に基づき、又は通報、上級機関の引渡し、その他の機関の移送、下級機関の報告、事業者の自発的な報告等のルートを通じて、独占の疑いがある協定を発見する。

第16条 通報は書面で行い、かつ関連する事実と証拠が提供された場合は、反壟断法の法執行機関は必要な調査を行わなければならない。書面の通報には通常、次の各号に掲げる内容を含む。

(一) 受理通報者の基本情報。

(二) 被通報者の基本情報。

(三) 独占の疑いがある協定の関連事実と証拠。

(四) 同一の事実について、すでにその他の行政機関に通報し、又は人民法院に訴訟を提起したか否か。

反壟断法の法執行機関は、業務上の必要性に基づき、通報者に通報資料の補充を求めることができる。

第17条 反壟断法の法執行機関は、独占の疑いがある協定に対する必要な調査を経て、立件するか否かを決定する。

省級市場監管部門は、立件の日から起算して7営業日以内に、市場監管総局に届け出なければならない。

第18条 市場監管総局は、独占的協定の調査・処分にあたり、調査を省級市場監管部門に委託することができる。

省級市場監管部門は、独占的協定の調査・処分にあたり、調査を下級市場監管部門に委託することができる。

委託を受けた市場監管部門は、委託の範囲内で、委託機関の名義により調査を実施し、その他の行政機関、組織又は個人に調査を委託してはならない。

第19条 省級市場監管部門は、独占の疑いがある協定の調査・処分にあたり、必要に応じて、関連する省級市場監管部門に調査への協力を要請することができる。関連する省級市場監管部門はこれに協力しなければならない。

第20条 反壟断法の法執行機関は、独占的協定に対して行政処分を行う場合は、法により行政処分決定書を作成しなければならない。

行政処分決定書の内容には次の各号に掲げる事項を含む。

(一) 事業者の氏名又は名称、住所等の概況。

(二) 事件の出所及び調査の経過。

(三) 違法事実及び関連証拠。

(四) 事業者の陳述、弁明の受け入れ状況及び理由。

(五) 行政処分の内容と根拠。

(六) 行政処分の履行方式、期間。

(七) 行政処分の決定に不服がある場合は、行政不服申立て又は行政訴訟提起のルートと提起期限。

(八) 行政処分の決定を下した反壟断法の法執行機関の名称及び決定を下した日時。

第21条 独占的協定を締結する疑いのある事業者は、調査期間中に調査中止請求を提出し、反壟断法の法執行機関が認めた期間内に行為の影響を除去するための措置を講じることを約束することができる。

調査中止請求は、書面で行い、事業者の責任者が署名しかつ押印しなければならない。請求書には次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

(一) 独占の疑いがある協定の事実。

(二) 約束した行為の影響を除去するための具体的な措置。

(三) 約束を履行する期間。

(四) 約束が必要なその他の内容。

反壟断法の法執行機関は、独占の疑いがある協定を調査、確認した後、独占的協定に該当すると判断した場合は、法により処理の決定を下し、それ以後の事業者からの調査中止請求を受け入れてはならない。

第22条 反壟断法の法執行機関は、調査対象の事業者の調査中止請求に基づき、行為の性質、継続期間、結果、社会的影響、事業者が約束した措置及びその所期の効果等の状況を配慮した後、調査を中止するか否かを決定する。

本規定第7条から第9条までの規定に適合する独占の疑いがある協定について、反壟断法の法執行機関は、調査中止請求を受け入れてはならない。

第23条 反壟断法の法執行機関は、調査の中止を決定する場合は、調査中止決定書を作成しなければならない。

調査中止決定書には、調査対象の事業者が独占的協定を締結した事実、約束の具体的な内容、影響の除去に向けた措置、約束の履行期間及び履行せず又は完全に履行していない場合の法律効果等の内容を明記しなければならない。

第 24 条 調査の中止を決定する場合は、反壟断法の法執行機関は、事業者の約束の履行状況を監督しなければならない。

事業者は、所定の期間内に、反壟断法の法執行機関に約束の履行状況を書面で報告しなければならない。

第 25 条 反壟断法の法執行機関は、事業者がすでに約束を履行したことを確定した場合は、調査の終了を決定し、調査終了決定書を作成することができる。

調査終了決定書には、調査対象の事業者の独占の疑いがある協定の事実、約束の内容、約束の履行状況、監督の状況等の内容を明記しなければならない。

次の各号のいずれかの事由に該当する場合は、反壟断法の法執行機関は、調査を再開しなければならない。

- (一) 事業者が約束を履行しておらず、又は完全に履行していない。
- (二) 調査中止の決定を下す根拠となる事実に大きな変化が生じた。
- (三) 調査中止の決定が、事業者が提供する不完全又は偽りの情報に基づくものである。

第 26 条 事業者は、調査対象の独占的協定が、反壟断法第 15 条に定める事由に該当することを証明できる場合は、本規定第 7 条から第 13 条までの規定を適用しない。

第 27 条 反壟断法の法執行機関が調査対象の独占的協定が反壟断法第 15 条に定められた事由に該当するか否かを認定するにあたり、次の各号に掲げる要素を考慮しなければならない。

- (一) 協定が当該事由を実現する具体的な形式と効果。
- (二) 協定と当該事由の実現の間の因果関係。
- (三) 協定が当該事由の実現の必要条件であるか否か。
- (四) 協定が関連事由に該当することを証明できるその他の要素。

反壟断法の法執行機関は、消費者が協定により生じた利益を共有できるか否かを認定するにあたり、消費者が協定の締結、実施により商品の価格、品質、種類等において利益を得たか否かを考慮しなければならない。

第 28 条 反壟断法の法執行機関は、調査対象の独占的協定が反壟断法第 15 条に定められた事由に該当すると認定する場合は、調査を終了し、調査終了決定書を作成しなければならない。調査終了決定書には、協定の概況、反壟断法第 15 条に適用される根拠、理由等の内容を明記しなければならない。

反壟断法の法執行機関は、調査終了決定を下した後、状況に大きな変化が生じたことで、調査対象の協定が反壟断法第 15 条に定められた事由に該当しなくなった場合は、反壟断法の法執行機関は、調査を再開しなければならない。

第 29 条 省級市場監管部門は、調査中止の決定、調査終了の決定又は行政処分の告知をする前に、市場監管総局に報告しなければならない。

省級市場監管部門は、調査対象の事業者に調査中止決定書、調査終了決定書又は行政処分決定書を送達した後、7 営業日以内に市場監管総局に届け出なければならない。

第 30 条 反壟断法の法執行機関は、行政処分の決定を下した後、法により社会に公表する。そのうち、行政処分の情報は、法により、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公表しなければならない。

第 31 条 市場監管総局は、省級市場監管部門の独占的協定の調査・処分に対する指導と監督を強化し、法執行の基準を統一しなければならない。

省級市場監管部門は、市場監管総局の関連規定に厳格に従い、独占的協定の案件を調査し、処分しなければならない。

第 32 条 事業者は、この規定に違反し、独占的協定を締結しかつ実施した場合は、反壟断法の法執行機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、かつ前年度の販売額の 100 分の 1 以上、100 分の 10 以下の過料に処する。締結された独占的協定が実施されていない場合は、50 万元以下の過料に処することができる。

業界団体は、この規定に違反し、自業界の事業者による独占的協定の締結を進めた場合は、反壟断法の法執行機関は、それに対し 50 万元以下の過料に処することができる。情状が重い場合は、反壟断法の法執行機関は、社会团体登記管理機関に法により登記の抹消を要請することができる。

反壟断法の法執行機関は、具体的な過料の金額の決定にあたり、違法行為の性質、情状、度合い、持続期間等の要素を考慮しなければならない。

事業者は、行政機関、法令により権限を与えられた、公共事務管理の機能を有する組織の行政権力の濫用により独占的協定を締結した場合は、前項の規定に従って処理する。事業者は、自身の独占的協定の締結が、受動的に行政命令に従ったことにより生じたものを証明できる場合は、法により下限又は下限を下回る処罰を与えることができる。

第 33 条 独占的協定に参加する事業者は、独占的協定の締結に関する状況を自発的に報告し、重要な証拠を提供する場合は、法による処罰の軽減又は免除を申請することができる。

重要な証拠とは、反壟断法の法執行機関の調査開始又は独占的協定の認定における決定的な役割を果たすことのできる証拠をいい、独占的協定に関与する事業者、関連する商品の範囲、協定締結の内容と方式、協定の実施等の状況を含む。

第 34 条 事業者が本規定第 33 条に基づき申請を行う場合、反壟断法の法執行機関は、事業者が自発的に報告した時間の順序、提供した証拠の重要度及び独占的協定の締結、実施に関する状況に応じて、処罰を軽減し又は免除するかどうかを決定しなければならない。

1 番目の申請者について、反壟断法の法執行機関は、処罰を免除し又は 100 分の 80 を下回らない範囲で過料を軽減することができる。2 番目の申請者について、100 分の 30 から 100 分の 50 までの範囲で過料を軽減することができる。3 番目の申請者について、100 分の 20 から 100 分の 30 までの範囲で過料を軽減することができる。

第 35 条 この規定に独占的協定の調査、処罰の手続きについて規定がない場合は、期間、立件、案件の管轄に関する規定を除いて、「市場監督管理行政処分程序暫行規定（市場管理監督の行政処分手続きに関する暫定規定）」を適用する。

反壟断法の法執行機関は、行政処分の事情聴取を実施する場合は、「市場監督管理行政処分聴証暫行弁法（市場管理監督の行政処分の事情聴取に関する暫定規則）」を適用する。

第 36 条 この規定は、2019 年 9 月 1 日から施行する。2009 年 5 月 26 日に旧国家工商行政管理総局令第 42 号として公布した「工商行政管理機関查处壟断協議、濫用市場支配地位案件程序規定（工商行政管理機関の独占的協定、市場支配的地位の濫用事件の調査・処分手続きに関する規定）」、2010 年 12 月 31 日に旧国家工商行政管理総局令第 53 号として公布した「工商行政管理機関禁止壟断協議行為的規定（工商行政管理機関の独占的協定行為の禁止に関する規定）」は同時に廃止する。

出所：

2019 年 7 月 1 日付け国家市場監督管理総局ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所で日本語仮訳を作成

http://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/201907/t20190701_303056.html

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。